

小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針

平成25年12月

1 指定管理者制度について

「公の施設」の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号、同年9月2日施行）により、従来の公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人等に限定して管理を委託する制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者（「指定管理者」）が管理を行う制度に変更されました。

本市では、平成15年12月に、指定手続等を定める共通条例として、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例（平成15年小樽市条例第33号。以下「指定管理者条例」という。）を制定し、平成16年4月以降、順次、指定管理者制度を導入しています。

2 指定管理者制度の目的

指定管理者制度の導入は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。（平成15年7月総務省通知から）

3 指定管理者制度の導入方針

現在、市が直営している公の施設については、各施設の所管部・課において、指定管理者制度の導入を含めた管理方法、管理経費節減、住民サービスの向上等についての検討を行うとともに、将来的な維持管理経費を考慮し、施設の統合、譲与、廃止等も視野に入れた総合的な検討を行い、指定管理者制度の導入が妥当と判断されるものは、その準備が整った段階で、順次、導入を進めるものとします。

4 選定手続

指定管理者条例第2条第1項では、指定管理者の選定は、公募による申請を原則としていますが、同条第2項では、次のいずれかに該当する場合は、公募によらず、任意に選定することができるものとしています。

- (1) 申請をする法人等がない場合
- (2) 申請をした法人等の中に、選定基準に照らし指定管理者として適当なものがないと市長が認める場合
- (3) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募によることが適当でないと認める場合
- (4) 前号に準ずるものとして市長が必要と認める場合

※ 上記第3号の適用事例としては、次の場合が想定されます。

- ア 施設の管理に専門的又は高度な技術等が求められ、その技術等を有する団体等が客観的に特定される場合
- イ 施設の性格、機能等により、特定の団体を指定することが施設の管理運営に資すると認められる次の場合
 - ① 地域協働の政策目的を有する施設の管理運営を行うために、地縁団体等に働きかけを行った結果、当該地縁団体又は管理運営を目的として設置された団体を、指定管理者としようとする場合
 - ② 福祉事業、職業訓練等特定の施策を実施するための施設で、経営の効率化より

- も市民団体、事業関連団体等との連携や育成が優先される場合
- ③ 施設設置の経過、事業内容、事業の継続性の観点や現受託団体又は現指定団体の実績等を考慮し、その団体を引き続き指定管理者として指定することにより、相当程度の事業効果が期待できる場合
 - ウ P F I法の活用により、一定期間施設の管理運営をする団体を指定する場合

5 選考委員会

指定管理者に指定する法人等の選定に係る審査を行うため、市長の補助機関である委員会として「小樽市公の施設指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を設置しています。

選考委員会は、副市長を委員長とし、総務部長、財政部長その他市職員若干名を委員とするほか、専門委員会を置くことにしています。

なお、公募による指定管理者の選定結果については、各申請者に通知するとともに、選定理由の概要をホームページで公表するものとします。

6 指定の期間

指定の期間は、原則として5年とします。ただし、当該施設に特有の事情、特殊性等があるときは、5年以内で指定期間を設定できるものとします。

なお、P F I法の活用による場合は、その内容に応じ、別途指定期間を設定するものとします。

7 利用料金制度

指定管理者制度においても、従来の管理委託と同様に利用料金制度の導入が可能です。

「利用料金制度によることが適当な場合については、一般的には施設の性格・設置目的からみて収支採算が相償うような運営をするのに適した施設が考えられるが、具体的には当該施設の性格、その有効な活用及び適正な運営並びに委託に係る会計事務の効率化の観点から総合的に判断すべきものであること。」という平成3年の利用料金制度導入時の自治省通知の趣旨に基づき、会計事務の効率化（歳入事務軽減、使用料の徴収事務等の委託契約不要など）、指定管理者による経営努力へのインセンティブ（※）、市が指定管理者に支出する管理費用の軽減等の観点も考慮し、幾つかの施設で利用料金制度を導入しています。

※ インセンティブ… 「誘因。意欲刺激。売上報奨金」を意味する。ただし、利用料金収入が管理経費を上回った場合はメリットがあるが、逆に下回った場合のリスクもある。

8 管理費用

市が協定に基づき指定管理者に対して支出する管理費用については、利用料金制度導入にかかわらず、従来の管理委託料の考え方そのままではなく、施設の性格等に応じて、経営努力へのインセンティブも考慮し、工夫する必要があります。

なお、指定管理者の指定議案の提出に併せて、管理費用に係る債務負担行為設定の予算議案を提出することになります。

9 公募に当たっての留意事項

(1) 周知方法

指定管理者条例第3条に公募に係る告示等の規定がありますが、併せて、広報おたるへの掲載、ホームページでの公表、報道機関への報道依頼なども活用するものとします。

(2) 申請者の条件

申請者の条件については、法人等（法人以外の団体にあつては、その代表者）が次のいずれにも該当しないものであることを指定管理者条例の施行規則において規定しています。

- ① 公の施設の管理を行わせるに当たっての協定を締結する行為能力を有せず、又は破産者で復権を得ないこと。
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受け、その取消しの日から4年を経過していないこと（法人以外の団体の代表者が同項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある法人以外の代表者であった場合を含む。）
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市が行う一般競争入札又は指名競争入札に参加することができないこと。
- ④ 小樽市税又は消費税及び地方消費税に滞納があること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）であること又は法人等の代表者若しくは役員が暴力団等の構成員であること。

上記のほか、次に掲げる事項が想定されますが、具体的には各施設の業務内容に応じて条件を付するものとします。

ア 団体の事務所の所在に関する事項（例えば、小樽市内に事務所（主たる事務所）を有することなど）

イ 施設を管理するに当たり、資格、免許等を有する者が必要な場合は、その資格、免許等を有する者を業務に従事させること。

ウ その他施設の性格、目的等に応じ、管理上必要とする事項

(3) 募集要項に関する事項

募集要項には、施設の性格に応じて、おおむね次の事項を記載し、作成するものとします。

- ① 施設の名称及び概要
- ② 指定管理者が行う業務の範囲（具体的な内容）
- ③ 指定期間
- ④ 管理費用
- ⑤ 利用料金
- ⑥ 申請条件、資格等
- ⑦ 申請受付期間
- ⑧ 提出書類
- ⑨ 選定基準（指定管理者条例第5条）
- ⑩ 説明会、ヒアリングの開催等
- ⑪ 提出に当たっての留意点等

10 協定書

指定管理者とは、管理業務の実施に当たり、詳細について協定を締結することになります。従来は、管理委託契約を締結していましたが、指定管理者の指定は、契約行為ではなく行政行為と解されていますので、契約書ではなく協定書としています。

なお、使用料の徴収、収納事務を委託する場合は、別に委託契約を締結する必要があります。

協定書記載事項としては、おおむね次のものが想定されます。

- ① 管理業務の具体的内容
- ② 協定の有効期間
- ③ 事業年度
- ④ 管理費用
- ⑤ 施設の管理及び使用（経費負担、リスク分担等を含む。）
- ⑥ 実地調査等、指定の取消し、業務停止等
- ⑦ 禁止事項（権利譲渡、一括業務委託等）
- ⑧ 報告、届出事項（事故、申請内容の変更等）
- ⑨ 損害賠償、原状回復等
- ⑩ 個人情報保護、情報公開、行政手続等の遵守

※ 協定書には、指定期間全体を通じて適用する事項を定める「基本協定」と年度ごとの管理経費などを定める「年度協定」があります。

11 管理実施後の留意事項

(1) 事業報告書

指定管理者は、地方自治法第244条第7項及び指定管理者条例第9条の規定により、事業報告書を作成し、毎年度終了後2か月以内に、市長に提出しなければなりません。

各所管課では、事業報告書を精査し、管理状況を把握するとともに、必要に応じて、調査、指導を行うものとします。

(2) 効果等の検証

各所管課では、指定管理者制度導入後における効果等（サービス向上、利用者の増加等）を検証し、次年度以降の業務内容に反映させるとともに、次回の指定手続においても反映させるものとします。

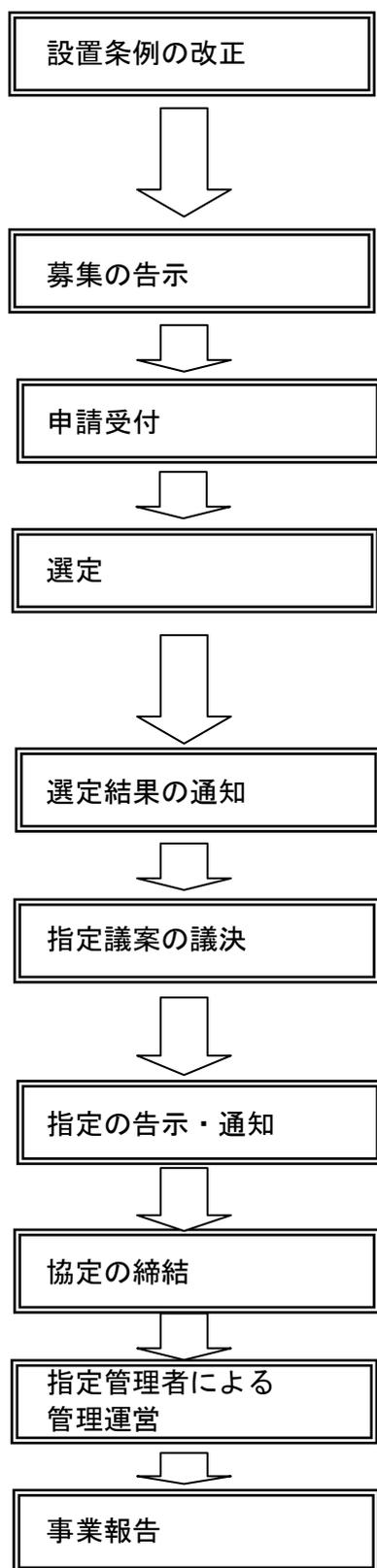
※策定経過

- 平成17年4月策定
- (平成17年5月一部改定)
- (平成17年7月一部改定)
- (平成18年7月一部改定)
- (平成19年4月一部改定)
- (平成22年8月一部改定)
- (平成25年12月一部改定)

■従来の管理委託、業務委託との比較

	管理委託	業務委託	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定	限定なし ※議員、長についての禁止規定あり	法人その他の団体 ※法人格不要、個人は不可
法的性格	「公法上の契約関係」 条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務又は業務の執行の委託	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務又は業務の執行の委託	「管理代行」 指定（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を指定管理者に委任
公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する	同左	指定管理者が有する ※「管理の基準」「業務の範囲」は条例で定める
施設の使用許可	受託者はできない	同左	指定管理者は行うことができる
基本的な利用条件の設定	受託者はできない	同左	条例で定めることを要し、指定管理者はできない
不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者はできない	同左	指定管理者はできない
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	同左	同左
利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる	同左	同左
利用料金制度	採用可	採用不可	採用可

■指定管理者の指定手続の流れ(公募による選定の場合)



<規定事項>

- 指定管理者による管理
- 管理の基準(休館日、開館時間、使用制限の要件など)
- 業務の範囲(施設・設備の維持管理、利用許可など)
- 利用料金に関すること

○募集要項の提示

- (施設の名称及び概要、指定期間、業務の範囲など)
- ※申請期間の初日の1か月前

○申込書類

- (申請書、事業計画書など)
- ※申請期間は14日以上

○選考委員会による選定

<選定基準>

- ・管理を安定して行うことができること
- ・効果的かつ効率的な管理ができること
- ・使用について、公正性及び公平性の確保ができること

<議決事項>

- 施設の名称
- 指定管理者となる団体の名称
- 指定期間

○事業報告書の提出(毎年度)

- (管理業務の実施状況及び利用状況、収支状況など)

※「任意による選定」においても選考委員会において選定基準に基づき審査を行います。